

[事案 2024-128] 契約者貸付無効等請求

・令和7年10月2日 和解成立

<事案の概要>

契約者貸付の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成3年12月に終身保険（契約①）、平成6年10月に終身保険（契約②）と定期保険（契約③）、平成8年10月に終身保険（契約④）、平成10年1月にこども保険（契約⑤）、同年5月にこども保険（契約⑥）、同年10月に個人年金保険（契約⑦）、平成12年2月に終身保険（契約⑧）、平成13年9月にがん保険（契約⑨）、平成14年12月に医療保険（契約⑩）を契約したが、以下の理由により、契約④⑤⑥⑦⑧⑨⑩の契約者貸付の無効、契約⑧⑨⑩について慰謝料の支払い、契約④⑥⑦について既払込保険料の返還を求める。

- (1) 契約④⑤⑥⑦⑧⑨⑩については、自分は契約締結の意思がなく、契約の存在も認識していない。契約者貸付は自分が行ったものではない。
- (2) 契約⑧⑨⑩については、保険会社職員が無断で締結した。
- (3) 契約④⑥⑦については、保険会社の元職員に頼まれて加入したもので、自分が保険料の立替を行ったがその返還がない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約④⑤⑥⑦⑧⑩について、それぞれの申込書の筆跡および印影はいずれも、申立人が契約締結意思を認めている契約①の申込書と同一である。契約⑨の申込書の筆跡および印影は契約①と異なっているが、当社職員は無断の契約締結を否認しており、仮に申立人の主張のとおり無断契約だとしても、申立人に出損はなく、損害は発生していない。
- (2) 契約者貸付についても、上記のとおり契約締結意思が欠けるとは認められず、契約者貸付の状況からしても申立人自らの資金管理の一環としてなされているといえ、これを覆す客観的証拠は認められず、契約者貸付が無効とはいえない。
- (3) 保険料の立替合意を主張する契約④⑥⑦についても、当社元職員はこれを否認しており、かかる合意を裏付ける客観的証拠を確認することができない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。